

令和4年12月13日

令和4年第4回貝塚市議会定例会会議事項

NO. 2

目 次

議 案		事 件 名	頁
種別	番号		
議案	76	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例制定の件	1
〃	77	貝塚市職員給与条例等の一部を改正する条例制定の件	26
〃	78	貝塚市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件	44
〃	79	貝塚市庁舎及び庁舎周辺施設駐車場条例制定の件	45
〃	80	損害賠償の額を決定する件	47
〃	81	人権擁護委員の候補者推薦について意見を求める件	48

議案第 76 号

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例制定の件  
地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例を次のように制定するものとする。

令和 4 年 12 月 13 日提出

貝塚市長 酒 井 了

貝塚市条例第 号

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例  
(貝塚市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第 1 条 貝塚市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年貝塚市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第 3 条中「第28条の 5 第 1 項」を「第22条の 4 第 1 項」に改める。

(職員の定年等に関する条例の一部改正)

第 2 条 職員の定年等に関する条例(昭和59年貝塚市条例第18号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第 1 章 総則(第 1 条)

第 2 章 定年制度(第 2 条—第 5 条)

第 3 章 管理監督職勤務上限年齢制(第 6 条—第11条)

第 4 章 定年前再任用短時間勤務制(第12条・第13条)

第 5 章 雑則(第14条)

附則

第 1 章 総則

第 1 条中「) 第28条の 2 第 1 項から第 3 項まで及び第28条の 3」を「。以下「法」という。) 第22条の 4 第 1 項及び第 2 項、第22条の 5 第 1 項、第28条の 2、第28条の 5、第28条の 6 第 1 項から第 3 項まで並びに第28条の 7」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第 2 章 定年制度

第 3 条中「60年」を「65年」に改め、同条ただし書を削る。

第 4 条第 1 項中「の各号のいずれかに該当する」を「に掲げる事由がある」に、「その職員に」を「同条の規定にかかわらず、当該職員に」に、「その職員を当該」を「当該職員を当該定年退職日において従事している」に、「引き続いて」を「、引き続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第 9 条の規定により異動期間(同条第 1 項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。)(同条第 1 項又は第 2 項の規定により延長された異動期間を含む。)を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職(第 6 条に規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。)を占めている職員については、第 9 条第 1 項又は第 2 項の規定により当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して 3 年を超えることができない。

第4条第1項第1号中「その」を「当該」に改め、「により」の次に「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、「とき」を「こと」に改め、同項第2号中「、その」を「、当該」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第3号中「その」を「当該」に、「とき」を「こと」に改め、同条第2項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に改め、「ときは、」の次に「市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して」を加え、同項ただし書中「その」を「当該」に改め、「定年退職日」の次に「(同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日)」を加え、同条第3項中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条第4項中「任命権者は」の次に「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第1項の事由が存しなくなつた」を「第1項各号に掲げる事由がなくなった」に、「その」を「当該」に、「繰り上げて退職させることができる」を「繰り上げるものとする」に改める。

第5条を削る。

第6条中「方法」を「方策」に改め、同条を第5条とし、同条の次に次の三章を加える。

### 第3章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、貝塚市職員給与条例(昭和23年貝塚市条例第103号)第13条の3に規定する管理職手当の支給を受ける職員の職及び企業職員等の給与の種類及び基準を定める条例(昭和30年貝塚市条例第309号)第10条の2に規定する管理職手当の支給を受ける職員の職(市立貝塚病院において医療業務に従事する医師が占める職を除く。)とする。

(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下この章において「他の職への降任等」という。)を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- (1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)(以下この条及び第10条において「降任等」という。)をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力(次条第3項において「標準職務遂行能力」という。)及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。
- (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。
- (3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員(以下この号において「上位職職員」という。)の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上で状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であつて、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きある

と認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

(異動期間の延長等に係る職員の同意)

第10条 任命権者は、前条の規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

#### 第4章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、市を構成団体とする組合の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

#### 第5章 雑則

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則第1項ただし書を削る。

附則第2項の前の見出しを削り、同項の前に見出しとして「(定年に関する経過措置)」を付し、同項を次のように改める。

2 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

附則第2項の次に次の2項を加える。

3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間において、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（令和4年貝塚市条例第 号。次項において「令和4年改正条例」という。）第2条の規定による改正前の第3条ただし書に規定する職員であ

って、第3条の規定を適用する職員の定年については、前項の規定にかかわらず、年齢65年とする。

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

- 4 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員及び令和4年改正条例による改正前の第3条ただし書に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあっては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度）において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第3条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年貝塚市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「(地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用される職員を除く。)」を削り、同項第3号中「地方公務員法」の次に「(昭和25年法律第261号)」を加え、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

(職員の分限に関する条例の一部改正)

第4条 職員の分限に関する条例（昭和26年貝塚市条例第194号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出し中「この条例の」を削り、同条中「および」を「及び」に、「基き」を「基づき」に改め、「分限」の次に「(法第28条の2第1項本文に規定する他の職への降任に伴う降給を除く。)」を加える。

(職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第5条 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和26年貝塚市条例第195号）の一部を次のように改正する。

第3条中「6月以下」の次に「の期間、その発令の日に受ける」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

(貝塚市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第6条 貝塚市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年貝塚市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項」に改め、「で同項に規定する短時間

勤務の職を占めるもの」を削り、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条第1項ただし書及び第2項ただし書、第4条第2項並びに第12条第1項第1号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(貝塚市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第7条 貝塚市職員の育児休業等に関する条例(平成4年貝塚市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号イ(ア)中「以下(ア)」を「以下この(ア)」に改め、同号を同条第5号とし、同条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 定年等条例第9条の規定により異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

第11条に次の1号を加える。

(3) 定年等条例第9条の規定により異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

第18条の表給与条例第6条の2第1項の項を削り、同表給与条例第21条第2項第5号並びに第25条第2項、第3項及び第6項の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第22条第2号中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「もの」を「職員」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第23条第1項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

附則第2項の前の見出しを削り、同項を次のように改める。

(給与条例附則第20条の規定が適用される育児短時間勤務職員に関する読替え)

2 育児短時間勤務職員に対する給与条例附則第20条の規定の適用については、同条中「)とする」とあるのは、「)に、貝塚市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年貝塚市条例第14号)第2条第2項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

附則第3項及び第4項を削る。

(貝塚市職員給与条例の一部改正)

第8条 貝塚市職員給与条例(昭和23年貝塚市条例第103号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項」に改め、同条中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項を第4項とし、同条第6項中「第4項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とする。

第6条の2を次のように改める。

(定年前再任用短時間勤務職員の給料月額)

第6条の2 定年前再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表(別表第3(ア)事務、技能職給料表に限る。)の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる給料月額のうち、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、貝塚市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年貝塚市条例第14号。以下「勤務時間等条



例」という。)第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

第21条第2項第1号中「その者」を「当該職員」に改め、同項第5号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「その者」を「当該職員」に改める。

第25条第1項中「場合は」を「場合には」に改め、同条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「100分の100」を「100分の100」に改め、同条第3項中「第4条」の次に「の規定」を加え、同項ただし書中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第4項第1号及び第5項第1号中「場合は」を「場合には」に改め、同条第6項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「100分の100」を「100分の100」に改める。

第27条の2第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「その者」を「当該職員」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第29条の3第2項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第29条の4第1項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項中「その者に所属する」を削り、同項第1号及び第2号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第37条の3中「が職員の定年等に関する条例第3条」を「が同条」に、「10年」を「15年」に改める。

第39条の4第1項中「除く。以下」を「除く。第40条第6項において」に、「額(以下)」を「額(この項及び第5項において)」に改める。

第42条第2項中「18日」の次に「(1月間の日数(貝塚市の休日を定める条例(平成2年貝塚市条例第8号)第2条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)が20日に満たない日数の場合にあっては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数)」を加え、「すべて」を「全て」に改め、同条第4項中「、当該退職後」を「当該退職後に」、「」とするを「」とし、当該退職の日後に事業(その実施期間が30日未満のものその他市長が定めるものを除く。)を開始した職員その他これに準ずるものとして市長が定める職員が、市長が定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間(当該実施期間の日数が4年から第1項及びこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。)は、第1項及びこの項の規定による期間に算入しない」に改め、同条第11項第5号中「第4条第8項」を「第4条第9項」に改める。

第44条の2第1項第1号及び第5項第2号中「<sup>きんこ</sup>禁錮」を「禁錮」に改める。

第44条の3の見出し及び同条第1項第1号中「<sup>きんこ</sup>禁錮」を「禁錮」に改め、同項第2号及び第3号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第44条の4第1項中「場合にあっては」を「場合には」に改め、同項第1号中「<sup>きんこ</sup>禁錮」を「禁錮」に改め、同項第2号及び第3号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第44条の6第1項中「(以下この条)」を「(以下この項から第6項まで)」に、「場合にあっては」を「場合には」に改め、同条第2項及び第3項中「場合にあっては」を「場合には」に改め、同条第4項中「<sup>きんこ</sup>禁錮」を「禁錮」に、「場合にあっては」を「場合には」に改め、同条第5項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「場合にあっては」を「場合には」に改める。

第52条第1項第2号中「別表第4教職員給料表ロ小学校・中学校教職員給料表」を「別表第4教育職給料表ロ小学校・中学校教育職給料表」に改める。

第52条の2第2項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則第16条の2（見出しを含む。）中「令和4年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

附則に次の15条を加える。

（60歳に達した職員の給料月額の減額）

第20条 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第22条及び第27条において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、初任給、昇格、昇給等の基準に関する条例（昭和32年貝塚市条例第365号）第3条の規定により決定される当該職員の職務の級及び号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

第21条 前条の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- （1） 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び常時勤務に服することを要しない職員
- （2） 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（令和4年貝塚市条例第 号）第2条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例第3条ただし書に規定する職員に相当する職員
- （3） 職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間（同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員
- （4） 職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前条の規定が適用されていた職員を除く。）

（他の職への降任等をされた職員の給料の調整）

第22条 地方公務員法第28条の2第1項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この条及び附則第24条において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第20条の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この条において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この条において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第20条の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

第23条 前条の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が初任給、昇格、昇給等の基準に関する条例第3条の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前条の規定の適用については、同条中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「初任給、昇格、昇給等の基準に関する条例第3条の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

（他の職への降任等をされた職員以外の職員で60歳に達したものの給料の調整）

第24条 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第20条の規定の適用を受ける職員に限り、附則第22条に規定する職員を除く。）であつて、同条の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2条の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

（差額に相当する金額の支給がない職員における権衡上の取扱い）

第25条 附則第22条又は前条の規定による給料を支給される職員以外の附則第20条の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3条の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

（その他の給料に関する経過措置の委任）

第26条 附則第20条から前条までに定めるもののほか、附則第20条の規定による給料月額、附則第22条の規定による給料その他附則第20条から前条までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（60歳に達した日以後に退職した者に係る退職手当の基本額に関する特例）

第27条 当分の間、第36条の2第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職したもの（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第36条の規定の適用については、同条第1項中「又は第37条」とあるのは、「、第37条又は附則第27条」とする。

第28条 当分の間、第37条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職したもの（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第36条の規定の適用については、同条第1項中「又は第37条」とあるのは、「、第37条又は附則第28条」とする。

第29条 前2条の規定は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例第2条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例第3条ただし書に規定する職員に相当する職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。

（退職手当の基本額の算定に係る給料月額の減額改定の範囲）

第30条 附則第20条の規定による職員の給料月額の改定は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。

（定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例等に関する規定の読替え）

第31条 当分の間、第37条第1項に規定する25年以上勤続して退職した者のうちその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であつて、任命権者が市長の承認を得たものに対する第37条の3及び第39条の3の規定の適用については、第37条の3の表第37条第1項の項、第37条の2第1項第1号の項及び第37条の2第1項第2号の項並びに第39条の3の表第39条の項、第39条の2第1号の項及び第39条の2第2号の項中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあるのは、「退職の日において定められているその者に係る定年（附則第29条に規定する職員以外の職員にあつては60歳とし、同条に規定する職員にあつては65歳とする。）」とする。

第32条 当分の間、第37条第1項に規定する者に対する第37条の3の規定の適用については、同条の表以外の部分中「6月前」とあるのは「5年6月前」と、「10年」とあるのは「15年」と、同

表第37条第1項の項、第37条の2第1項第1号の項及び第37条の2第1項第2号の項中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあるのは「退職の日において定められているその者に係る定年（附則第29条に規定する職員以外の職員にあつては60歳とし、同条に規定する職員にあつては65歳とする。）」とする。

第33条 当分の間、職制若しくは定数の改廃若しくは予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者であつて任命権者が市長の承認を得たもの又は公務上の傷病若しくは死亡により退職した者であつて、附則第29条に規定する職員以外の職員にあつては60歳、同条に規定する職員にあつては65歳に達する日前に退職したときにおける第37条の3及び第39条の3の規定の適用については、第37条の3の表第37条第1項の項、第37条の2第1項第1号の項及び第37条の2第1項第2号の項並びに第39条の3の表第39条の項、第39条の2第1号の項及び第39条の2第2号の項中「100分の2」とあるのは、「附則第29条に規定する職員以外の職員にあつては60歳、同条に規定する職員にあつては65歳と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の2を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

第34条 当分の間、職制若しくは定数の改廃若しくは予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者であつて任命権者が市長の承認を得たもの又は公務上の傷病若しくは死亡により退職した者であつて、附則第29条に規定する職員以外の職員にあつては60歳、同条に規定する職員にあつては65歳に達した日以後に退職したときにおける第37条の3の表第37条第1項の項、第37条の2第1項第1号の項及び第37条の2第1項第2号の項並びに第39条の3の表第39条の項、第39条の2第1号の項及び第39条の2第2号の項中「100分の2」とあるのは、「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

別表第3(ア) 事務、技能職給料表中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

別表第5備考2中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「第6条の2第2項」を「第6条の2」に改める。

別表第5の2備考2中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「第6条の2第2項」を「第6条の2」に改める。

(貝塚市職員給与条例の一部を改正する条例の一部改正)

第9条 貝塚市職員給与条例の一部を改正する条例(昭和48年貝塚市条例第27号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「この条例による改正後の」を削り、「(以下「新条例」という。)第36条から第37条まで」を「第36条から第37条まで又は附則第27条若しくは第28条」に、「新条例第36条から第37条の3まで」を「同条例第36条から第37条の3まで及び附則第27条から第34条まで」に改め、同項後段中「新条例」を「同条例」に改める。

附則第4項中「新条例第36条第1項」を「貝塚市職員給与条例第36条第1項」に、「新条例第37条の2」を「同条例第37条の2及び附則第30条」に改める。

附則第5項中「新条例第37条」を「貝塚市職員給与条例第37条又は附則第28条」に改める。

附則第6項中「、新条例」を「、この条例による改正後の貝塚市職員給与条例(以下この項において「新条例」という。))」に改める。

(貝塚市職員給与条例の一部を改正する条例の一部改正)

第10条 貝塚市職員給与条例の一部を改正する条例(平成18年貝塚市条例第17号)の一部を次のように改正する。

附則第10項中「新条例35条の4から第37条の3まで」を「貝塚市職員給与条例第35条の4から第37条の3まで」に改め、「この条例による改正後の条例第15号附則第3項」を削る。

(初任給、昇格、昇給等の基準に関する条例の一部改正)

第11条 初任給、昇格、昇給等の基準に関する条例(昭和32年貝塚市条例第365号)の一部を次のように改正する。

第2条中「次」の次に「の各号」を加え、第11号及び第12号を削り、第13号を第11号とし、第14号を第12号とし、同条第15号中「第13号」を「第11号」に改め、同号を同条第13号とする。

第16条第2項中「前項の規定により」を「前3項の規定により」に、「前項の規定にかかわらず」を「これらの規定にかかわらず、あらかじめ市長の承認を得て」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該号給は、当該職員が降格した日の前日に受けていた給料月額に達しない額の号給でなければならない。

第16条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

- 2 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の2第1項本文の規定による他の職への降任又は転任により、職員を降格させた場合におけるその者の号給は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、降格した日の前日に受けていた号給に対応する事務・技能職降格時号給対応表(別表第7)の降格後の号給欄に定める号給とする。
- 3 前項の規定により職員を降格させた場合で当該降格が2級以上下位の職務の級への降格であるときにおける同項の規定の適用については、それぞれ1級下位の職務の級への降格が順次行われたものとして取り扱うものとする。

第18条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

- 4 前3項の規定にかかわらず、60歳を超える職員(給与条例別表第3(イ) 医療職給料表の適用を受ける職員を除く。)の昇給は、行うことができない。

第22条の2第1項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員(職員のうち地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。)」に改める。

別表第6(ア) 事務・技能職昇格時号給対応表を次のように改める。

(次のよう 別記)

別表第6の次に次の1表を加える。

(次の1表 別記)

(企業職員等の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第12条 企業職員等の給与の種類及び基準を定める条例(昭和30年貝塚市条例第309号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「者、」を「もの、」に、「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第17条第2項中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項若しくは第22条の5第1項若しくは第2項又は地方公務員の育児休業等に関

する法律第18条第1項」に改め、同条第5項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(職員の再任用に関する条例の廃止)

第13条 職員の再任用に関する条例（平成13年貝塚市条例第15号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第8条中貝塚市職員給与条例第42条の改正規定並びに附則第11条及び第22条の規定は、公布の日から施行する。

(職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第2条 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に第2条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例（以下「旧定年条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧定年条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧定年条例勤務延長職員」という。）について、旧定年条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、第2条の規定による改正後の職員の定年等に関する条例（以下「新定年条例」という。）第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧定年条例勤務延長職員に係る旧定年条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

2 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新定年条例定年（新定年条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新定年条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第3条に規定する定年）を超える職及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新定年条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新定年条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第3条に規定する定年）に達している職員（当該規則で定める職にあっては、規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

3 新定年条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

第3条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下この条から附則第6条までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧定年条例定年（旧定年条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第1項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日前に旧定年条例第2条の規定により退職した者

- (2) 旧定年条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者
  - (3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
  - (4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項若しくは次項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第6号において同じ。）をされたことがある者
- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新定年条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
- (1) 施行日以後に新定年条例第2条の規定により退職した者
  - (2) 施行日以後に新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者
  - (3) 施行日以後に新定年条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
  - (4) 施行日以後に新定年条例第13条第1項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
  - (5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
  - (6) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者
- 3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。
- 4 暫定再任用職員（第1項若しくは第2項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項並びに附則第12条第1項、第18条から第21条まで及び第23条において同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。
- 5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。
- 第4条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、組合（市を構成団体とする組合をいう。次項及び附則第6条において同じ。）における前条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末

日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧定年条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新定年条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

第5条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新定年条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧定年条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧定年条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。次条第1項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新定年条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新定年条例定年をいう。次条第2項及び附則第10条において同じ。）に達している者（新定年条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

第6条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧定年条例定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新定年条例定年相当年齢に達している者（新定年条例第13条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前



の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

第7条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

第8条 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

第9条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第3条から第6条までの規定が適用される間における各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新定年条例定年が基準日の前日における新定年条例定年を超える職とする。

- (1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）
- (2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年に達している職員とする。

第10条 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新定年条例定年相当年齢が基準日の前日における新定年条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新定年条例定年相当年齢が新定年条例第3条に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職（以下この条において「新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新定年条例第12条に規定する年齢60年以上退職者となった者（基準日前から新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例原則定年相当年齢引上げ

短時間勤務職に係る新定年条例定年相当年齢に達している者（当該規則で定める短時間勤務の職にあっては、規則で定める者）を、新定年条例第12条又は第13条第1項の規定により採用することができず、新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新定年条例第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該規則で定める短時間勤務の職にあっては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

第11条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

（公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第12条 第3条の規定による改正後の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第2項第1号の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

2 附則第2条第1項の規定による期限の延長をすることとされている職員は、新定年条例第4条第2項の規定により期限を延長することとされている職員とみなして、第3条の規定による改正後の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の規定を適用する。

（貝塚市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第13条 暫定再任用職員（令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。））、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。）は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第6条の規定による改正後の貝塚市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の規定を適用する。

（貝塚市職員給与条例の一部改正に伴う経過措置）

第14条 第10条の規定による改正後の貝塚市職員給与条例（以下「新給与条例」という。）附則第20条から第26条までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

第15条 暫定再任用職員（附則第3条第1項若しくは第2項又は第4条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下この条において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新給与条例第6条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる給料月額のうち、新給与条例第6条の2の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

第16条 暫定再任用短時間勤務職員（附則第5条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下この条及び次条において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新給与条例第6条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる給料月額のうち、新給与条例第6条の2の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、第6条の規定による改正後の貝塚市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第17条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第21

条第2項第5号並びに第25条第2項、第3項ただし書及び第6項の規定を適用する。

第18条 暫定再任用職員は、定年前提任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第29条の3第3項の規定を適用する。

第19条 新給与条例第29条の4第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前提任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前提任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員をいう。）」と、同項第2号中「定年前提任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前提任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

第20条 貝塚市職員給与条例第14条、第17条、第18条、第20条の3及び第35条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

第21条 前6条に定めるもののほか、暫定再任用職員に関し必要な事項は、規則で定める。

第22条 新給与条例第42条第4項の規定は、附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日以後に同項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の市長が定める職員に該当するに至った者について適用する。

（初任給、昇格、昇給等の基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第23条 暫定再任用職員は、定年前提任用短時間勤務職員とみなして、第11条の規定による改正後の初任給、昇格、昇給等の基準に関する条例第22条の2第1項の規定を適用する。

（企業職員等の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置）

第24条 令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員については、第12条の規定による改正後の企業職員等の給与の種類及び基準を定める条例第3条の2、第4条、第4条の3及び第13条の規定は、適用しない。

## 別表第6（第14条関係）

## （ア） 事務・技能職昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給							
	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	3級から1級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	2	1	2	1	2	1
3	1	1	3	1	3	1	3	1
4	1	1	4	1	4	1	4	1
5	1	1	5	1	5	1	5	1
6	1	1	6	1	6	1	6	1
7	1	1	7	1	7	1	7	1
8	1	1	8	1	8	1	8	1
9	1	1	9	1	9	1	9	1
10	1	1	10	1	10	1	10	1
11	1	1	11	1	11	1	11	1
12	1	1	12	1	12	1	12	1
13	1	1	13	1	13	1	13	1
14	1	1	14	1	14	1	14	1
15	1	1	15	1	15	1	15	1
16	1	1	16	1	16	1	16	1
17	1	1	17	1	17	1	17	1
18	1	1	18	1	18	1	17	1
19	1	1	19	1	19	1	18	1
20	1	1	20	1	20	1	18	1
21	1	1	21	1	21	1	19	1
22	1	1	22	1	22	1	19	1
23	1	1	23	1	23	1	20	1
24	1	1	24	1	24	1	20	1
25	1	1	25	1	25	1	21	1
26	2	1	26	1	26	1	22	1
27	3	1	27	1	27	1	23	1
28	4	1	28	1	28	1	24	1
29	5	1	29	1	29	1	25	1
30	6	1	30	1	30	1	25	1
31	7	1	31	1	31	1	26	1
32	8	1	32	1	32	1	26	1

33	9	1	33	1	33	1	27	1
34	10	1	34	2	34	1	27	1
35	11	1	35	3	35	1	28	1
36	12	1	36	4	35	1	28	1
37	13	1	37	5	36	1	29	1
38	14	1	38	6	36	1	29	1
39	15	1	39	7	37	2	30	2
40	16	1	40	8	37	3	30	3
41	17	1	41	9	38	4	31	4
42	18	2	42	10	38	5		5
43	19	3	43	11	39	6		6
44	20	4	44	12	39	7		7
45	21	5	45	13	40	8		8
46	22	6	46	14	40	9		9
47	23	7	47	15	41	9		9
48	24	8	48	16	41	10		10
49	25	9	49	17	42	10		10
50	26	10	50	18	42	11		11
51	27	11	51	19	42	11		11
52	28	12	52	20	43	12		12
53	29	13	53	21	43	12		12
54	30	14	54	22	43	13		13
55	31	15	55	23	44	14		14
56	32	16	56	24	44	15		15
57	33	17	57	25	44	16		16
58	34	18	58	25	45	17		17
59	35	19	59	26	45	18		17
60	36	20	60	26	45	19		18
61	37	21	61	27	46	20		18
62	38	22	62	27	46	21		19
63	39	23	63	28	47	22		19
64	40	24	64	28	47	23		20
65	41	25	65	29	48	24		20
66	42	26	66	30	48	25		21
67	43	27	67	31	49	25		21
68	44	28	68	32	49	26		22
69	45	29	69	33	50	26		22

70	46	30	70	33	50	27		23
71	47	31	71	34	51	27		23
72	48	32	72	34	51	28		24
73	49	33	73	35	52	28		24
74	50	34	74	35	52	29		25
75	51	35	75	36	53	30		25
76	52	36	76	36	53	31		26
77	53	37	77	37	54	32		26
78	54	38	78	37		33		27
79	55	39	79	38		34		27
80	56	40	80	38		35		28
81	57	41	81	39		36		28
82	58	42	82	39		37		29
83	59	43	83	40				
84	60	44	84	40				
85	61	45	85	41				
86	62	46	86	41				
87	63	47	87	42				
88	64	48	88	42				
89	65	49	89	43				
90	65	49	90	43				
91	66	49	91	44				
92	66	50	92	44				
93	67	50	93	45				
94	67	50	94	46				
95	68	51	95	47				
96	68	51	96	48				
97	69	51	97	49				
98	69	52	98	50				
99	70	52	99	51				
100	70	52	100	52				
101	71	53	101	53				
102	71	53	102	54				
103	72	53	103	55				
104	72	54	104	56				
105	73	54	105	57				
106	73	54	106	58				

107	73	55	107	59				
108	73	55	108	60				
109	74	55	109	61				
110	74	56	110	62				
111	74	56	111	63				
112	74	56						
113	75	57						
114	75	57						
115	75	57						
116	75	57						
117	76	58						
118	76	58						
119	76	58						
120	76	58						
121	77	59						
122	77	59						
123	77	59						
124	77	59						
125	77	60						
126	78	60						
127	78	60						
128	78	60						
129	78	61						
130	78	61						
131	79	62						
132	79	62						
133	79	63						
134	79	63						
135	79	64						
136	80	64						
137	80	65						
138		65						
139		66						
140		66						
141		67						

備考 7級から6級に昇格する者のうち、昇格した日の前日に受けていた号給が次の表の左欄に掲げる号給である者については、昇格後の最初の昇給時に第18条の規定により任命権者が決定

した号給数からそれぞれ同表の右欄に掲げる号給数を減じた号給数の昇給を行う。ただし、その差が0以下となる場合は、昇給を行わない。

昇格した日の前日に受けていた号給	調整する号給
1 から37まで	4
38	3
39	2
40	1



## 別表第7（第16条関係）

## 事務・技能職降格時号給対応表

降格した日の前日 に受けていた号給	降格後の号給						
	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級
1	25	41	1	33	1	38	1
2	26	42	2	34	2	39	2
3	27	43	3	35	3	40	3
4	28	44	4	36	4	41	4
5	29	45	5	37	5	42	5
6	30	46	6	38	6	43	6
7	31	47	7	39	7	44	7
8	32	48	8	40	8	45	8
9	33	49	9	41	9	47	9
10	34	50	10	42	10	49	10
11	35	51	11	43	11	51	11
12	36	52	12	44	12	53	12
13	37	53	13	45	13	54	13
14	38	54	14	46	14	55	14
15	39	55	15	47	15	56	15
16	40	56	16	48	16	57	16
17	41	57	17	49	17	58	18
18	42	58	18	50	18	59	20
19	43	59	19	51	19	60	22
20	44	60	20	52	20	61	24
21	45	61	21	53	21	62	25
22	46	62	22	54	22	63	26
23	47	63	23	55	23	64	27
24	48	64	24	56	24	65	28
25	49	65	25	58	25	67	30
26	50	66	26	60	26	69	32
27	51	67	27	62	27	71	34
28	52	68	28	64	28	73	36
29	53	69	29	65	29	74	38
30	54	70	30	66	30	75	40
31	55	71	31	67	31	76	41
32	56	72	32	68	32	77	41
33	57	73	33	70	33	78	41
34	58	74	34	72	34	79	41
35	59	75	35	74	36	80	41
36	60	76	36	76	38	81	41
37	61	77	37	78	40	82	41
38	62	78	38	80	42	82	41
39	63	79	39	82	44	82	41
40	64	80	40	84	46	82	41
41	65	81	41	86	48	82	41
42	66	82	42	88	51		41
43	67	83	43	90	54		41
44	68	84	44	92	57		41
45	69	85	45	93	60		41
46	70	86	46	94	62		

47	71	87	47	95	64		
48	72	88	48	96	66		
49	73	91	49	97	68		
50	74	94	50	98	70		
51	75	97	51	99	72		
52	76	100	52	100	74		
53	77	103	53	101	76		
54	78	106	54	102	77		
55	79	109	55	103	77		
56	80	112	56	104	77		
57	81	116	57	105	77		
58	82	120	58	106	77		
59	83	124	59	107	77		
60	84	128	60	108	77		
61	85	130	61	109	77		
62	86	132	62	110	77		
63	87	134	63	111	77		
64	88	136	64	111	77		
65	90	138	65	111	77		
66	92	140	66	111	77		
67	94	141	67	111	77		
68	96	141	68	111	77		
69	98	141	69	111	77		
70	100	141	70	111	77		
71	102	141	71	111	77		
72	104	141	72	111	77		
73	107	141	73	111	77		
74	112	141	74	111	77		
75	116	141	75	111	77		
76	120	141	76	111	77		
77	125	141	77	111	77		
78	130	141	78		77		
79	135	141	79		77		
80	137	141	80		77		
81	137	141	81		77		
82	137	141	82		77		
83	137	141	83				
84	137	141	84				
85	137	141	85				
86	137	141	86				
87	137	141	87				
88	137	141	88				
89	137	141	89				
90	137	141	90				
91	137	141	91				
92	137	141	92				
93	137	141	93				
94	137	141	94				
95	137	141	95				
96	137	141	96				
97	137	141	97				

98	137	141	98				
99	137	141	99				
100	137	141	100				
101	137	141	101				
102	137	141	102				
103	137	141	103				
104	137	141	104				
105	137	141	105				
106	137	141	106				
107	137	141	107				
108	137	141	108				
109	137	141	109				
110	137	141	110				
111	137	141	111				
112	137						
113	137						
114	137						
115	137						
116	137						
117	137						
118	137						
119	137						
120	137						
121	137						
122	137						
123	137						
124	137						
125	137						
126	137						
127	137						
128	137						
129	137						
130	137						
131	137						
132	137						
133	137						
134	137						
135	137						
136	137						
137	137						
138	137						
139	137						
140	137						
141	137						

議案第 77 号

貝塚市職員給与条例等の一部を改正する条例制定の件  
貝塚市職員給与条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。  
令和 4 年 12 月 13 日提出

貝塚市長 酒 井 了

貝塚市条例第 号

貝塚市職員給与条例等の一部を改正する条例  
(貝塚市職員給与条例の一部改正)

第 1 条 貝塚市職員給与条例(昭和23年貝塚市条例第103号)の一部を次のように改正する。

第29条の3第4項中「100分の162.5」を「、6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の167.5」に改める。

第29条の4第2項第1号中「100分の95」を「6月に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には100分の105」に改め、同項第2号中「100分の45」を「6月に支給する場合には100分の45、12月に支給する場合には100分の50」に改める。

別表第3を次のように改める。

(次のよう 別記)

第 2 条 貝塚市職員給与条例の一部を次のように改正する。

第29条の3第4項中「、6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の167.5」を「100分の165」に改める。

第29条の4第2項第1号中「6月に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には100分の105」を「100分の100」に改め、同項第2号中「6月に支給する場合には100分の45、12月に支給する場合には100分の50」を「100分の47.5」に改める。

(初任給、昇格、昇給等の基準に関する条例の一部改正)

第 3 条 初任給、昇格、昇給等の基準に関する条例(昭和32年貝塚市条例第365号)の一部を次のように改正する。

別表第5(ア) 行政職初任給基準表中

「	初任給	「	初任給
	188,700円		191,700円
	171,700円		175,300円
	160,100円		164,100円
	182,200円	を	185,200円
	171,700円		175,300円
	160,100円		164,100円
	154,900円		158,900円
	149,500円		153,500円
」		」	

に改め、別表第5(イ) 医療職初任給基準表中

「	初任給		「	初任給	
	336,800円			339,800円	
	294,300円			298,000円	
	188,700円			191,700円	
	188,700円			191,700円	
	171,700円	を		175,300円	に改める。
	182,200円			185,200円	
	171,700円			175,300円	
	160,100円			164,100円	
	154,900円			158,900円	
	160,100円			164,100円	
」			」		

(貝塚市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第4条 貝塚市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年貝塚市条例第40号)の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「同項」を「給与条例第29条の3第2項中「100分の120」とあるのは「100分の125」と、同条第6項」に、「基準日現在」を「基準日現在」に改める。

第26条第1項中「第29条の3第6項」を「第29条の3第2項中「100分の120」とあるのは「100分の125」と、同条第6項」に改める。

別表を次のように改める。

(次のよう 別記)

(市長、副市長等の給料、手当及び旅費に関する条例の一部改正)

第5条 市長、副市長等の給料、手当及び旅費に関する条例(平成4年貝塚市条例第26号)の一部を次のように改正する。

第6条中「100分の212.5」を「100分の222.5」に改める。

第6条 市長、副市長等の給料、手当及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条中「100分の222.5」を「100分の217.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の貝塚市職員給与条例(附則第4項及び第5項において「改正後の給与条例」という。)の規定及び第3条の規定による改正後の初任給、昇格、昇給等の基準に関する条例別表第5の規定は、令和4年4月1日(附則第4項において「切替日」という。)から適用する。
- 3 第5条の規定による改正後の市長、副市長等の給料、手当及び旅費に関する条例(附則第6項において「改正後の市長、副市長等条例」という。)第6条の規定は、令和4年12月1日から適用する。

(切替え期間中に退職した職員の給与の取扱い)

- 4 切替日からこの条例の施行の日(以下この項において「施行日」という。)の前日までの間にお

いて退職（失職及び免職を含む。ただし、退職の日又はその翌日に再び職員となった者及び切替日から施行日の前日までの間において地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17（他の規定により準用される場合を含む。）の規定による派遣の期間が終了した職員を除く。）をした職員の切替日以後その退職をした日までの期間に係る給与の額は、改正後の給与条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（給与の内払）

- 5 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の貝塚市職員給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（市長等の期末手当の内払）

- 6 改正後の市長、副市長等条例の規定を適用する場合には、第5条の規定による改正前の市長、副市長等の給料、手当及び旅費に関する条例第6条の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の市長、副市長等条例第6条の規定による期末手当の内払とみなす。

## 別表第3（第6条関係）

## （ア） 事務、技能職給料表

職員の 区分	級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給								
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	408,100	404,600	319,200	319,200	253,000	253,000	185,200	150,100
	2	410,500	406,800	321,400	321,400	254,300	254,300	186,900	151,200
	3	413,000	409,100	323,700	323,700	255,500	255,500	188,500	152,400
	4	415,400	411,300	325,900	325,900	256,800	256,800	190,200	153,500
	5	417,300	413,200	328,100	328,100	258,200	258,200	191,700	154,600
	6	419,600	415,300	330,100	330,100	259,600	259,600	193,400	155,700
	7	421,700	417,200	332,300	332,300	261,100	261,100	195,200	156,800
	8	423,900	419,200	334,500	334,500	262,700	262,700	196,900	157,900
	9	425,900	421,200	336,400	336,400	266,000	266,000	198,500	158,900
	10	428,000	422,900	338,600	338,600	267,700	267,700	200,300	160,300
	11	430,100	424,600	340,600	340,600	269,200	269,200	202,100	161,600
	12	432,200	426,400	342,800	342,800	271,000	271,000	203,900	162,900
	13	433,900	428,100	344,600	344,600	272,700	272,700	205,400	164,100
	14	435,700	429,400	346,600	346,600	274,500	274,500	207,200	165,600
	15	437,700	430,800	348,600	348,600	276,300	276,300	209,000	167,100
	16	439,700	432,400	350,600	350,600	278,300	278,300	210,800	168,700
	17	441,600	433,900	352,300	352,300	280,200	280,200	212,400	169,800
	18	443,400	435,600	354,300	354,300	282,200	282,200	214,200	171,200
	19	445,200	437,300	356,100	356,100	284,100	284,100	216,000	172,600
	20	446,900	438,900	358,000	358,000	286,000	286,000	217,800	174,000
	21	448,700	440,600	359,900	359,900	287,900	287,900	219,200	175,300
	22	450,200	441,600	362,900	361,800	289,700	289,700	221,000	177,800
	23	451,600	442,500	365,500	363,800	291,200	291,200	222,700	180,300
	24	453,100	443,500	367,900	365,700	292,600	292,600	224,500	182,800
	25	454,500	444,600	370,500	367,700	294,400	294,400	226,100	185,200
	26	455,800	445,500	372,400	369,600	296,400	296,400	227,800	186,900
	27	457,100	446,400	374,900	371,600	298,500	298,500	229,400	188,500
28	458,300	447,300	377,200	373,600	300,500	300,500	230,900	190,200	

29	459,300	448,500	379,700	375,100	302,400	302,400	234,400	191,700
30	460,000	449,200	382,100	376,900	304,500	304,500	236,000	193,400
31	460,800	450,000	384,800	378,700	306,500	306,500	237,500	195,200
32	461,500	450,700	387,400	380,300	308,600	308,600	239,000	196,900
33	462,200	451,600	390,100	382,100	310,300	310,300	240,300	198,500
34	463,000	452,300	392,500	383,500	312,400	312,400	241,900	200,300
35	463,700	452,900	394,800	385,000	314,400	314,400	243,400	202,100
36	464,300	453,400	397,000	386,600	316,400	316,400	244,900	203,900
37	464,800	453,900	399,400	388,000	318,100	318,100	246,000	205,400
38	465,400	454,400	401,200	389,200	320,100	320,100	247,500	207,200
39	466,000	454,900	403,200	390,400	322,200	322,200	249,000	209,000
40	466,600	455,400	405,100	391,500	324,300	324,300	250,300	210,800
41	467,100	455,900	406,900	392,600	331,000	325,500	251,800	212,400
42	467,600		408,800	393,800	333,100	327,500	253,000	214,200
43	468,000		410,600	395,000	335,100	329,400	254,300	216,000
44	468,300		412,400	396,100	337,200	331,500	255,500	217,800
45	468,600		414,300	396,800	338,600	333,400	256,800	219,200
46			416,100	397,500	340,500	335,300	258,200	221,000
47			417,600	398,200	342,400	337,300	259,600	222,700
48			419,100	398,900	344,300	339,200	261,100	224,500
49			420,700	399,500	345,900	341,100	262,700	226,100
50			422,300	400,100	347,800	343,000	264,400	227,800
51			423,600	400,600	349,700	344,800	266,000	229,400
52			424,900	401,000	351,500	346,700	267,600	230,900
53			426,100	401,400	353,400	348,200	269,400	232,200
54			427,300	401,700	355,200	349,600	271,200	233,800
55			428,600	402,000	357,000	351,100	272,900	235,400
56			429,900	402,300	358,700	352,600	274,600	236,900
57			431,100	402,600	360,100	354,200	276,200	237,900
58			432,300	402,900	361,400	355,000	277,900	239,400
59			433,100	403,200	362,800	356,200	279,700	240,700
60			433,900	403,500	364,200	357,200	281,200	241,900
61			434,700	403,800	365,500	358,100	282,400	243,100



62			435,300	404,100	366,400	359,200	284,100	244,100
63			436,000	404,400	367,500	360,100	285,700	245,100
64			436,700	404,700	368,600	361,200	287,400	246,100
65			437,400	405,000	369,400	362,100	289,000	247,200
66			438,200	405,300	370,300	362,800	290,700	248,100
67			439,000	405,600	371,200	363,500	292,500	249,000
68			439,400	405,900	372,100	364,200	294,300	250,000
69			440,100	406,100	373,000	364,600	295,800	250,900
70			440,600	406,400	373,800	365,200	297,500	252,200
71			441,000	406,700	374,600	365,900	299,000	253,400
72			441,400	407,000	375,400	366,600	300,600	254,700
73			441,800	407,200	376,100	366,900	302,200	256,000
74			442,200	407,500	376,800	367,600	303,900	257,400
75			442,600	407,800	377,500	368,300	305,500	258,600
76			443,000	408,000	378,200	369,000	307,200	259,800
77			443,300	408,200	378,700	369,300	308,100	260,900
78			443,600		379,300	369,900	309,600	262,100
79			444,000		379,900	370,600	311,100	263,400
80			444,300		380,600	371,200	312,700	264,500
81			444,600		381,000	371,500	314,300	265,600
82			444,900		381,700	372,100	315,900	266,600
83					382,300	372,800	317,500	267,800
84					382,900	373,400	319,000	268,900
85					383,300	373,800	320,500	269,900
86					383,900	374,300	321,700	270,900
87					384,500	374,900	322,900	272,000
88					385,100	375,400	324,100	273,100
89					385,500	375,900	324,800	274,000
90					386,000	376,500	325,700	275,000
91					386,500	377,000	326,500	275,900
92					387,100	377,300	327,300	277,000
93					387,400	377,700	328,200	278,100
94					387,800	378,200	328,600	279,100

95					388,200	378,600	329,300	280,000
96					388,600	379,000	330,100	281,000
97					388,900	379,400	330,900	281,500
98					389,200	379,900	331,600	282,400
99					389,500	380,300	332,300	283,100
100					389,800	380,700	333,000	284,000
101					390,000	381,000	333,500	285,000
102					390,300	381,400	334,100	285,800
103					390,600	381,700	334,600	286,600
104					390,800	382,000	335,200	287,400
105					391,000	382,300	335,500	288,200
106					391,300	382,700	336,000	288,700
107					391,600	383,000	336,400	289,100
108					391,800	383,300	336,900	289,600
109					392,000	383,600	337,300	289,800
110					392,300	384,000	337,800	290,100
111					392,600	384,300	338,300	290,300
112							338,800	290,700
113							339,100	290,900
114							339,500	291,100
115							340,000	291,500
116							340,400	291,800
117							340,700	292,100
118							341,100	292,400
119							341,600	292,700
120							342,000	293,100
121							342,200	293,400
122							342,600	293,800
123							343,100	294,100
124							343,500	294,500
125							343,700	294,700
126							344,100	294,900
127							344,500	295,200

	128							344,800	295,600
	129							345,100	295,800
	130							345,500	296,100
	131							345,900	296,500
	132							346,300	296,900
	133							346,800	297,100
	134							347,200	297,400
	135							347,600	297,800
	136							348,000	298,100
	137							348,500	298,300
	138							348,900	
	139							349,200	
	140							349,500	
	141							350,000	
再任用 職員				289,700	274,600	255,200	235,200	215,200	

備考 この給料表は、他の給料表の適用を受けない職員に適用する。

## (イ) 医療職給料表

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	円	円	円	円	円
1	532,400	471,700	400,400	338,400	263,300
2	535,500	474,000	403,300	341,400	267,100
3	538,600	476,200	405,900	344,200	270,900
4	541,700	478,500	408,600	347,100	274,700
5	544,800	480,700	411,000	349,800	278,300
6	547,900	482,900	413,300	352,800	282,300
7	551,000	485,100	415,400	355,900	286,300
8	554,100	487,300	417,300	358,700	290,300
9	557,200	489,300	419,500	361,100	294,000
10	560,300	491,400	422,200	363,700	298,000
11	563,400	493,500	424,800	366,400	301,900
12	566,500	495,600	427,500	369,200	305,700
13	569,600	497,700	429,900	372,100	309,300
14	572,700	499,800	432,400	375,600	312,800
15	575,800	501,900	434,800	378,600	316,300
16	578,700	504,000	437,300	382,200	319,800
17	581,100	506,100	439,300	385,600	323,400
18	583,500	508,100	441,700	388,300	327,100
19	585,900	510,100	444,000	390,800	330,500
20	588,100	512,100	446,400	393,400	333,800
21	589,600	513,900	447,900	396,100	337,300
22	591,100	515,700	450,300	398,300	339,800
23	592,600	517,600	452,600	400,200	342,400
24	594,100	519,500	454,900	401,800	344,700
25	595,200	521,200	456,900	403,800	347,100
26	596,300	523,000	459,200	406,100	348,900
27	597,200	524,800	461,400	408,300	350,700
28	598,400	526,600	463,700	410,600	352,700
29	599,400	528,200	465,800	412,900	354,900

30	600,400	530,000	468,100	415,000	357,200
31	601,400	531,800	470,400	417,000	359,300
32	602,400	533,600	472,600	419,100	361,600
33	603,400	535,200	474,600	421,000	363,700
34	604,400	537,000	476,700	422,800	366,100
35	605,400	538,700	478,800	424,600	368,300
36	606,400	540,500	480,900	426,600	370,300
37	607,400	542,100	483,000	428,500	372,500
38	608,400	543,700	484,800	430,500	373,500
39	609,400	545,100	486,600	432,400	374,300
40	610,400	546,700	488,400	434,400	375,000
41	611,400	548,200	490,100	436,200	376,200
42		549,600	491,900	438,000	377,600
43		551,000	493,700	439,700	379,100
44		552,300	495,500	441,500	380,600
45		553,500	497,100	443,300	381,700
46		554,500	498,800	445,100	382,700
47		555,500	500,600	446,900	383,700
48		556,500	502,400	448,600	384,500
49		557,500	504,000	450,400	385,400
50		558,400	505,300	452,100	386,300
51		559,300	506,600	453,900	387,000
52		560,200	507,900	455,700	387,900
53		561,000	508,900	457,600	388,600
54		561,900	510,200	458,800	389,500
55		562,800	511,500	460,000	390,300
56		563,700	512,800	461,200	391,100
57		564,600	513,800	462,400	391,600
58		565,500	514,600	463,400	392,100
59		566,400	515,400	464,400	392,500
60		567,100	516,200	465,400	393,000
61		568,000	517,100	466,200	393,300
62		568,900	517,900	466,900	

63		569,800	518,800	467,600	
64		570,700	519,600	468,300	
65		571,600	520,500	469,000	
66			521,400	469,700	
67			522,100	470,400	
68			523,000	471,000	
69			523,900	471,300	
70			524,700	472,000	
71			525,600	472,700	
72			526,500	473,400	
73			527,300	473,800	
74			528,200	474,400	
75			529,100	475,100	
76			529,800	475,800	
77			530,600	476,200	
78			531,500	476,800	
79			532,400	477,400	
80			533,300	477,900	
81			534,100	478,500	
82			535,000	479,000	
83			535,900	479,500	
84			536,800	480,000	
85			537,600	480,400	
86			538,500	481,000	
87			539,400	481,400	
88			540,300	481,900	
89			541,100	482,400	
90				483,000	
91				483,600	
92				484,000	
93				484,500	
94				485,100	
95				485,700	

96				486,300	
97				486,800	

備考 この給料表は、病院、診療所等に勤務する医師（別表第4の2イ 医療職給料表等級別職務  
基準表の適用を受ける者）に適用する。

別表（第3条、第18条関係）

号給	給料月額
	円
1	136,900
2	138,000
3	139,100
4	140,200
5	141,300
6	142,400
7	143,500
8	144,600
9	145,700
10	146,800
11	147,900
12	149,000
13	150,100
14	151,200
15	152,400
16	153,500
17	154,600
18	155,700
19	156,800
20	157,900
21	158,900
22	160,300
23	161,600
24	162,900
25	164,100
26	165,600
27	167,100
28	168,700
29	169,800
30	171,200



31	172,600
32	174,000
33	175,300
34	177,800
35	180,300
36	182,800
37	185,200
38	186,900
39	188,500
40	190,200
41	191,700
42	193,400
43	195,200
44	196,900
45	198,500
46	200,300
47	202,100
48	203,900
49	205,400
50	207,200
51	209,000
52	210,800
53	212,400
54	214,200
55	216,000
56	217,800
57	219,200
58	221,000
59	222,700
60	224,500
61	226,100
62	227,800
63	229,400

64	230,900
65	232,200
66	233,800
67	235,400
68	236,900
69	237,900
70	239,400
71	240,700
72	241,900
73	243,100
74	244,100
75	245,100
76	246,100
77	247,200
78	248,100
79	249,000
80	250,000
81	250,900
82	252,200
83	253,400
84	254,700
85	256,000
86	257,400
87	258,600
88	259,800
89	260,900
90	262,100
91	263,400
92	264,500
93	265,600
94	266,600
95	267,800
96	268,900

97	269,900
98	270,900
99	272,000
100	273,100
101	274,000
102	275,000
103	275,900
104	277,000
105	278,100
106	279,100
107	280,000
108	281,000
109	281,500
110	282,400
111	283,100
112	284,000
113	285,000
114	285,800
115	286,600
116	287,400
117	288,200
118	288,700
119	289,100
120	289,600
121	289,800
122	290,100
123	290,300
124	290,700
125	290,900
126	291,100
127	291,500
128	291,800
129	292,100

130	292,400
131	292,700
132	293,100
133	293,400
134	293,800
135	294,100
136	294,500
137	294,700
138	294,900
139	295,200
140	295,600
141	295,800
142	296,100
143	296,500
144	296,900
145	297,100
146	297,400
147	297,800
148	298,100
149	298,300
150	298,600
151	299,000
152	299,300
153	299,500
154	299,900
155	300,300
156	300,600
157	300,800
158	301,000
159	301,300
160	301,700
161	301,900
162	302,100

163	302,400
164	302,700
165	303,100
166	303,300
167	303,600
168	303,900
169	304,200

議案第 78 号

貝塚市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件  
貝塚市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 4 年 12 月 13 日提出

貝塚市長 酒 井 了

貝塚市条例第 号

貝塚市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

(貝塚市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正)

第 1 条 貝塚市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例（昭和31年貝塚市条例第335号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「100分の212.5」を「100分の222.5」に改める。

第 2 条 貝塚市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「100分の222.5」を「100分の217.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の貝塚市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例（次項において「新条例」という。）の規定は、令和 4 年 12 月 1 日から適用する。  
(期末手当の内払)
- 3 新条例の規定を適用する場合には、第 1 条の規定による改正前の貝塚市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例第 4 条の規定に基づいて支給された期末手当は、新条例第 4 条の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第 79 号

貝塚市庁舎及び庁舎周辺施設駐車場条例制定の件

貝塚市庁舎及び庁舎周辺施設駐車場条例を次のように制定するものとする。

令和 4 年 12 月 13 日提出

貝塚市長 酒 井 了

貝塚市条例第 号

貝塚市庁舎及び庁舎周辺施設駐車場条例

(目的)

第 1 条 この条例は、貝塚市庁舎及び庁舎周辺の市の施設に設ける駐車場（以下「駐車場」という。）の管理及び運営について必要な事項を定めることにより、来庁者及び市民等の利便に資することを目的とする。

(名称及び位置)

第 2 条 駐車場の名称及び位置は、別表第 1 のとおりとする。

(供用時間)

第 3 条 駐車場の供用時間は、午前 0 時から午後 12 時までとする。ただし、市長が駐車場の管理上必要があると認めるときは、供用時間を変更することができる。

(駐車自動車の区分)

第 4 条 駐車場に駐車することができる自動車は、道路交通法施行規則（昭和 35 年総理府令第 60 号）第 2 条の表に規定する普通自動車とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、同項の普通自動車以外の自動車を駐車場に駐車させることができる。

(使用料)

第 5 条 駐車場の使用料（以下「使用料」という。）は、別表第 2 のとおりとする。

(使用料の徴収)

第 6 条 使用料は、駐車場の使用者が駐車場から自動車を出場させるときに徴収する。

2 前項の規定にかかわらず、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 39 条第 1 項に規定する緊急自動車を駐車させたときは、使用料を徴収しない。

(使用料の減免)

第 7 条 市長は、特別の事由があると認めるときは、規則で定めるところにより使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第 8 条 既納の使用料は、返還しない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、規則で定めるところによりその全部又は一部を還付することができる。

(使用の制限)

第 9 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、自動車の入場を拒否することができる。

- (1) 駐車場が満車であるとき。
- (2) 自動車に発火、引火又は爆発のおそれがある物品を積載しているとき。
- (3) 自動車に著しい悪臭を発する物品を積載しているとき。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障があると認められるとき。

(禁止行為)

第10条 駐車場においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他の自動車の通行又は駐車を妨げる行為
- (2) 駐車場の構造又は設備及び他の自動車を汚損し、損傷し、又は滅失させる行為
- (3) みだりに火気を使用する行為
- (4) 前3号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれがある行為

2 市長は、前項各号に掲げる行為をした者に対して、駐車場からの退場を命ずることができる。

(立入りの禁止)

第11条 駐車場に駐車する自動車の運転者、同乗者、乗客その他駐車場に用務のある者以外の者は、駐車場へ立ち入ることができない。

(供用の休止)

第12条 市長は、公益上又は駐車場の補修その他管理上必要があると認めるときは、駐車場の供用を休止することができる。

(損害賠償)

第13条 駐車場の施設又は設備その他の物件を汚損し、損傷し、又は滅失させた者は、市長の指示に従い、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(免責事項)

第14条 駐車場内において生じた次に掲げる損害については、市は、その損害を賠償する責めを負わない。

- (1) 災害その他の不可抗力により生じた損害
- (2) 事故若しくは盗難又は自動車の汚損、損傷、滅失、盗難その他第三者に起因して生じた損害
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市の責めに帰することができない事由により生じた損害

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

名称	位置
市役所第1駐車場	貝塚市畠中一丁目17番1号
市役所第2駐車場	貝塚市畠中一丁目18番1号
市民文化会館駐車場	貝塚市畠中一丁目18番1号
保健・福祉合同庁舎駐車場	貝塚市畠中一丁目18番8号
総合体育館駐車場	貝塚市畠中一丁目13番1号

別表第2 (第5条関係)

時間帯	使用料
午前7時から午後10時まで	1時間までごとに200円。ただし、駐車場に入場した時から4時間以内は無料とする。
午後10時から翌日午前7時まで	1時間までごとに100円。ただし、駐車場に入場した時から30分以内は無料とする。

備考

- 1 駐車場の使用者が午後10時又は午前7時を超えて継続して使用した場合に納付すべき使用料は、次のとおりとする。





議案第 81 号

人権擁護委員の候補者推薦について意見を求める件

次の者を人権擁護委員の候補者に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和4年12月13日提出

貝塚市長 酒 井 了

記

住 所 大阪府貝塚市半田 [REDACTED]  
氏 名 久 保 富 洋  
生年月日 [REDACTED]

住 所 大阪府貝塚市木積 [REDACTED]  
氏 名 佃 英 男  
生年月日 [REDACTED]